○経済産業省環境省告示第七十六号

経済産業省
国土交通省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省国土交通省環境省令第一号）第十九条第十一項の規定により、平成二十三年四月十四日次のとおり少数生産車の型式についての承認を取り消した。

平成二十三年五月十一日

経済産業大臣　海江田万里
国土交通大臣　大畠　章宏
環境大臣　松本　龍

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS—303	トロ MP5700D	The Toro Company	8111 Lyndale Avenue South Bloomington, MN 55420—1196 U.S.A.

○国土交通省告示第四百六十三号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年五月十一日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十三年五月十一日

国土交通大臣　大畠　章宏

路線名　第一東海自動車道
道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
神奈川県足柄上郡山北町谷ケ字北畑九四九番四から同県足柄上郡山北町谷ケ字唯ノ沢九二六番三一まで	前	最大 三五八	六一〇
		最小 七一	
	後	最大 三八〇	
		最小 七一	

○国土交通省告示第四百六十四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年五月十一日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十三年五月十一日

国土交通大臣　大畠　章宏

路線名　第一東海自動車道
道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
海老名市杉久保字堀合三一番一から同市杉久保字堀合三五番一まで	前	最大 五七	三五
		最小 五七	
	後	最大 五七	
		最小 四一	

○国土交通省告示第四百六十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年五月十一日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十三年五月十一日

国土交通大臣　大畠　章宏

路線名　九州縦貫自動車道鹿児島線宮崎線
道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
福岡県鞍手郡鞍手町大字中山字中ノ屋敷一二五九番地一	前	最大 一〇五	一三
		最小 一〇四	
	後	最大 一二三	
		最小 一〇五	

○国土交通省告示第四百六十六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年五月十一日から三十日間国土交通省北海道開発局において一般の縦覧に供する。

平成二十三年五月十一日

国土交通大臣　大畠　章宏

路線名　北海道横断自動車道黒松内釧路線
道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
北海道上川郡新得町字新得西一一線	前	最大 一四二	九三
		最小 九〇	
	後	最大 一四二	
		最小 九〇	

○国土交通省告示第四百六十七号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十年国土交通省告示第九百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十三年五月十一日

国土交通大臣　大畠　章宏

二及び三イ中「江東区毛利一丁目十九番十号」を「千代田区神田須田町二丁目六番地」に改める。

三中ヨをタとし、ナからカまでをラからヨまでとし、ネの次に次のように加える。

ナ　東京都江東区亀戸一丁目十四番四号

○国土交通省告示第四百六十八号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十三年三月十日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年五月十一日

国土交通大臣　大畠　章宏

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第F—459号	表面仕上材（難燃性塗料）	厚膜形水系・アルキド樹脂系塗料	中国塗料株式会社	広島県大竹市明治新開1番7